

# 子どもの貧困対策のあゆみと施策

## 子どもの貧困対策法の見直しに向けた提言

公益財団法人 あすのば

### 1. 子どもの貧困対策に関する主なあゆみ

- ・2008年11月 阿部彩著『子どもの貧困』（岩波新書）発刊
- ・2009年10月 厚生労働省が初めて子どもの貧困率を発表。14.2%
- ・2009年12月 あしなが育英会の学生が「子どもの貧困対策基本法の制定」提唱
- ・2010年4月 「なくそう!子どもの貧困」全国ネットワーク設立
- ・2013年3月 「なくそう!子どもの貧困」全国ネットワークとあしなが育英会が主催し、国会内で緊急院内集会開催・デモ行進（250人が参加）
- ・2013年5月 東京・代々木公園で市民集会開催・パレード実施（500人参加）
- ・2013年6月 子ども貧困対策法が全会一致で可決・成立
- ・2014年1月 子どもの貧困対策法が施行
- ・2014年4月 第1回子どもの貧困対策会議（会長＝内閣総理大臣）が開催
- ・2014年8月 子供の貧困対策に関する大綱が閣議決定
- ・2015年6月 子どもの貧困対策センター「あすのば」設立
- ・2015年10月 子供の未来応援国民運動がスタート
- ・2016年2月 子どもの貧困対策推進議員連盟（会長＝田村憲久・元厚生労働大臣）発足
- ・2016年6月 子供の未来応援基金による助成事業がスタート
- ・2016年7月 第1回子供の貧困対策に関する有識者会議が開催
- ・2017年6月 子どもの貧困率は、2012年の16.3%から13.9%に、ひとり親世帯の貧困率は、54.6%から50.8%に（2015年）。

### 2. あすのばなどの政策提言に対し実現した主な施策

（■＝提言内容、○＝実現または概ね実現、△＝一部実現、▲＝先駆的実施）

#### 【ひとり親世帯】

- 児童扶養手当の2人目以上の子どもへの加算増額を
  - 児童扶養手当の子ども2人目の加算は5千円から最大1万円に、3人目以降の加算は3千円から最大6千円に（2017年度）
- 児童扶養手当の支給を4か月ごとのまとめ払いから毎月払いへ
  - △4か月ごとのまとめ払いから隔月払いへ（2019年11月から実施）
- 児童扶養手当の全部支給の所得制限を200万円に引き上げ
  - △児童扶養手当の全部支給の所得制限を130万円から160万円に引き上げ（2018年度）
- 全自治体で婚姻歴のない未婚のひとり親家庭への寡婦（夫）控除のみなし適用
  - 保育料など厚生労働省管轄の25事業で婚姻歴のないひとり親家庭への寡婦（夫）控除のみなし適用の実施へ（2018年度）
- 税制の寡婦控除を婚姻歴のない未婚のひとり親にも適用
  - △婚姻歴のない未婚のひとり親にも年間所得125万円以下の場合に住民税非課税に。年収365万円までを対象に年17,500円の手当を新設（2019年度）

### 【生活保護世帯】

#### ■生活保護世帯の大学・専門学校進学における世帯分離を廃止

△「進学準備給付金(自宅通学=10万円、自宅外通学=30万円)」の創設と自宅通学の場合の「住宅扶助」が減額されない制度に(2018年度)

#### ■生活保護世帯の「入学準備金」を入学費用すべてまかなえる額までに増額

○小学校 40,600円から 63,100円に、中学校 47,400円から 79,500円に、高校 63,200円から 86,300円に増額(2018年10月)

### 【未就学児】

#### ■低所得者世帯の保育や幼児教育の無償化

○生活保護世帯・住民税非課税のひとり親世帯などの無償化に加え「住民税非課税世帯の第2子」の無償化と低所得世帯(年収360万円未満相当)への保育料減免制度新設(2017年度)

### 【小中学生】

#### ■全自治体で就学援助「入学準備金」の増額と入学前に前倒し支給

△「入学準備金」の入学前支給自治体は、2016年度の小学校 5.1%から 72.8%、中学校 9.3%から 78.6%に急増(2018年度)

△生活保護世帯の入学準備金増額にあわせて、準要保護世帯への入学準備金の増額実施の自治体も増加(2018年度)

#### ■完全給食の全校実施と無償化をし、長期休暇中も給食などの提供

△全小中学校での完全給食の実施自治体は、92.4%(2017年度)

▲給食の無償化の実施自治体は、4.7%。一部無償化・補助は、24.4%(2017年度)

▲夏休み中の学童保育への給食提供を埼玉県越谷市や奈良市で実施(2018年度)

### 【高校生】

#### ■高校生の「奨学給付金」は、非課税世帯の第1子も月1万円に増額を

△制度発足の2014年度の国公立:年額 37,400円から 82,700円に。私立:年額 39,800円から 98,500円に(2019年度)

#### ■全国一律での私立高校の授業料無償化を

○年収590万円以下の世帯を対象とした私立高校授業料無償化へ(2020年度)

#### ■低所得者世帯の高校生への入学準備金の新設

▲山梨県が、住民税非課税世帯を対象に5万円の「入学準備サポート事業給付金」制度を新設(2017年度)。

#### ■通学などの交通費補助などで経済的負担の軽減を

▲沖縄県が、ひとり親世帯の高校生のバス代半額を補助(2018年度)。川崎市が、ひとり親世帯の高校生の通学定期代相当額を補助(2019年度)

### 【大学・専門学校生】

#### ■大学・専門学校生への無利子奨学金を成績不問に

○大学・専門学校生への無利子奨学金が成績不問に(2017年度)

#### ■低所得者世帯への成績不問の給付型奨学金・授業料減免の大幅拡充

○住民税非課税世帯等を対象とした大学・専門学校給付型奨学金の新設(2017年度)、大幅拡充へ(2020年度)

○住民税非課税世帯等を対象とした大学・専門学校の入学金・授業料減免制度の大幅拡充へ(2020年度)

## 【地方自治体】

### ■地方自治体への「子どもの貧困対策強化交付金」の創設を

- 地方自治体による実態調査などの実施のために「地域子供の未来応援交付金」創設（2015年度）

## 3. 子どもの貧困対策法の見直しに向けた提言

### 【法律の目的・基本理念(第1条・第2条)の改正について】

#### ①「貧困の連鎖を断ち切る」のみならず「**現在**」の**子どもの貧困の解消**も

「子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現」するには、現在、家族を含めて追い込まれている貧困の解消も不可欠です。家族がまるごと貧困から脱することに向けた多面的な対策が重要です。「**所得の再分配機能を強化し、子どもの将来に関わらず、子どもやその家族が置かれている貧困の現状を改善する**」ことを主旨に明記するよう望みます。

#### ②「**子どもの貧困は社会の課題**である」ことを明記

子どもの貧困の解消をめざし、その対策を社会全体ですすめていくためには、「**子どもの貧困問題は、子どもやその保護者など個人や家族の問題だけではなく、さまざまな社会的な要因があり、社会的な取組として実施されなければならない**」という認識を広く共有することが必要です。自殺対策基本法(第2条第2項)と同様にこうした条文の明記を望みます。

#### ③**貧困状況の子どもたちにこそ、子どもの権利条約の尊重**を

貧困状況の子どもは、周囲の大人からの愛情を十分受けることができなかつたり、孤立しているケースが少なくありません。こうした子どもたちにこそ、国連で採択された「**児童の権利に関する条約**」を尊重し、「**児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成される**」ことが大切で、児童福祉法(第2条)と同様に子どもの権利を尊重する内容の条文への明記を望みます。

### 【子どもの貧困に関する指標(第8条2-2)の改正について】

#### ④**多面的な子どもの貧困指標と改善目標**などの設定

2017年3月の子供の貧困対策に関する有識者会議で「子供の貧困に関する指標の見直しに当たっての方向性」が発表されました。現行指標に追加すべき新たな指標の例として「高等学校中途退学率」、「学力に課題のある子供の割合」、「朝食欠食児童・生徒の割合」、「相談相手が欲しいひとり親の割合、必要な頼れる相手がいない人の割合」、「ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合」などがあげられています。この方向性を尊重し、「**多面的な子どもの貧困に関する指標を設定し、その改善目標**」などを定めてください。

### 【地方自治体の対策計画(第9条)の改正について】

#### ⑤**都道府県対策計画**を努力義務から**義務**に **市町村対策計画の策定**を

すべての都道府県で子どもの貧困と対策計画は、策定済です。現状にあわせて、**都道府県の対策計画を努力義務から義務**に変更してください。一方で、各地の基礎自治体では、国の「地域子供の未来応援交付金」などを活用し実態調査や施策推進のモデル事業などを実施しています。また、地域のNPOなどは、官民協働の「子供の未来応援基金」などを活用し、子ども食堂や学習支援、居場所事業などを展開しています。子どもの貧困対策において、子どもや家族まるごとの支援には、基礎自治体の役割が極めて重要です。こうした現状も踏まえ、**基礎自治体における子どもの貧困対策計画の策定を努力義務とし、さら**

なる地方自治体への国の予算措置をしてください。

【教育の支援(第10条)の改正について】

⑥**幼児教育・保育、高等教育の無償化に加え小・中・高校時の教育関連負担の軽減を**

法律制定後、**低所得者世帯への幼児教育・保育、高等教育の無償化や私立高校授業料無償化**などの実現に向け、政府・与野党ともに全力で取り組んでいただいています。さらに、義務教育における就学援助の拡充や完全給食の実施と給食費の無償化、高校入学時の給付金や通学費などの負担軽減が求められています。**切れ目なく、小学・中学・高校時の教育における教育関連費用の負担軽減**も含め、条文に加えていただくよう求めます。

【生活の支援(第11条)の改正について】

⑦**家庭や学校に加えて「第3の居場所」の運営支援などを**

沖縄での365日子どもを受け入れている先駆的な居場所事業や各地での学習・生活支援事業、高校内での居場所や子ども食堂など、官民協働で子どもの「第3の居場所」が充実してきています。こうした支援が持続可能であり、さらに拡充するため、家庭や学校に加えて**「第3の居場所」の運営支援など**も含めていただくよう求めます。

【保護者に対する就労の支援(第12条)の改正について】

⑧**安定した雇用と就労による所得の増加の促進を**

子どもの貧困の解消には、保護者が非正規雇用から正規雇用へなど、より安定した雇用への転換が必要です。また、ひとり親世帯では、児童扶養手当が減額されないために、労働時間を短縮するなど、勤労所得の制限をしているケースも少なくありません。**保護者がより安定した雇用に就くことができ、就労による所得の増加の促進**なども条文に加えていただくよう求めます。

【経済的支援(第13条)の改正について】

⑨**所得の再分配を強化し、多面的で大幅な経済的支援の拡充を**

所得の再分配が、まだいくつかの子どもの年齢層で逆機能しているなど、再分配が十分に機能しているとは言えない状況です(阿部彩「子どもの貧困率の動向:2012から2015と長期的変動」2019年)。また、さまざまな事情で保護者が十分に就労できない世帯の子どもも少なくありません。とくにシングルマザーの就業率は、世界トップクラスにも関わらず、OECD諸国で最悪レベルのひとり親世帯の貧困率の改善など、子どもの貧困の解消には、**所得の再分配を強化し、ひとり親世帯や生活保護世帯のみならず、多面的で大幅な経済的支援の拡充**が必須です。ぜひこうした内容に改めていただくよう求めます。

【調査研究(第14条)の改正について】

⑩**全国レベルでの子どもの生活実態調査の実施を**

各地の地方自治体では、子どもの生活実態調査を実施していますが、その内容は千差万別です。ひとり親世帯において5年ごとに「全国ひとり親世帯等調査」が実施されているように、**全国レベルでの子どもの生活実態調査の実施**が必要です。こうした内容を条文に明記いただくよう求めます。